

空 家 等 に 関 す る 情 報 提 供 同 意 書

平成 年 月 日

太田市長 様

| | |
|-------|--------|
| I 申込者 | 住所 〒 |
| | (フリガナ) |
| | 氏名 |
| | 電話 |
| | ファクス |
| | 携帯電話 |

※登録情報については、太田市と空家対策協定を締結している、(一社)群馬県宅地建物取引業協会太田支部、(公社)全日本不動産協会群馬県本部、(一社)群馬県建設業協会太田支部、太田広域建築業組合、群馬県建築業組合連合会太田毛里田支部、群馬弁護士会(以下、この6団体を空き家等対策協力団体という)に情報提供することに同意します。

II 空き家等について下記の相談を希望します。(複数可)

- ①現状のまま賃貸希望 ②現状のまま売却希望 ③管理を希望 ④解体のみを希望
 ⑤解体後、更地にして売却希望 ⑥修繕後、賃貸・売却を希望 ⑦修繕のみを希望
 ⑧相続等の相談をしたい ※⑥⑦⑧の内容()

III 空き家の詳細

| | | |
|------------------------------------|--------------------------------|--|
| 申込者の権利関係 | ・土地及び建物の所有者 ・建物の所有者 ・その他() | |
| 空き家等の所在地 | 太田市 町 | |
| 空き家等の状況 | 用途 | 住宅・その他() |
| | 構造 | 木造・その他() (階建) |
| | | 瓦 ・ スレート ・ コンクリート ・ 鋼板 |
| | 土地面積 | m ² (地目: 宅地・雑種地・) |
| | 建物面積 | 1階 m ² 2階 m ² 計 m ² |
| | 間取り | (例: 3LDK など) |
| | 建築時期 | (大正・昭和・平成) 年 月頃 |
| その他 | | |
| 空き家になった時期 | (昭和・平成) 年 月頃 | |
| 現状の問題点 (例 相続でもめている) (例 長屋造り) | 問題点等 | |

空家所有者(管理者)様へ (必ずお読みください)

- 申込をされた個人情報には本相談業務の目的以外には利用いたしません。
- 原則として、市内に空き家等を所有している人が対象となります。
- 空き家等の売買や解体等の交渉・契約は、空き家等対策協力団体の会員と空き家所有者(管理者)の話し合いのもとに行っていただきます。
- 市では、情報提供された空き家等情報を空き家等協力団体へ紹介をしますが、空き家等の売買や解体等の交渉・契約については、直接これに関与いたしません。また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- 契約後の現地調査および交渉については、仲介手数料が必要となります。詳しくは、調査を依頼する際に取扱店にご確認ください。
- 空き家等の情報提供を行って頂いても必ず空き家等対策協力団体に取り扱ってくれるとは限りません。市に情報提供をしてから1か月経っても、どこからも連絡が無かった場合には、各団体名簿を参考にご自身で依頼先をお探しく下さい。
- 空き家の対応先(契約先)が決まったら、市にご連絡ください。

以上のことをご理解の上、お申し込みください。

空き家等に関する情報提供の流れ

①空き家所有者等 ⇒ ②太田市 ⇒ ③空き家等対策協力団体(6団体)各代表者
⇒ ④各団体の会員 ⇒ ⑤空家所有者等

- ①空き家所有者等は太田市へ空き家等の情報提供同意書を提出する
- ②太田市は空き家等の地図・同意書を各団体の代表者へ情報提供する
- ③空き家等対策協力団体の代表者は、各会員へ空き家等の情報提供をする
- ④各団体の会員は、空き家情報を基に、取扱える物件かどうかを精査する
- ⑤取り扱いを希望する各団体の会員は、空き家所有者等へ連絡をする
- ⑥空き家所有者等は、各団体の会員の中から契約者を選択し話を進める

【お問合せ先】

住 所 太田市浜町2 - 35
担当課 太田市役所建築住宅課
電 話 0276-47-1843